

令和7年度 公益社団法人つるぎ町シルバー人材センター 事業計画

[基本方針]

少子化や高齢者人口の増大が急速に進む我が国において、今後も成長力を確保する為には高齢者の方にも意欲や能力に応じ社会の担い手として生涯現役で活躍し続けられる「生涯現役社会」の実現が強く求められています。

シルバー人材センターは地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

シルバー事業においては「全国会員100万人計画」を目標に取り組んできましたが、新型コロナウイルス等の影響で風景が一変し、新たな会員拡大の目標数値として令和12年度までに会員数を10万人超純増させるという方針で修正されました。

(※つるぎ町の配分は令和5年度124人から令和12年度までに16人増加の140人)

つるぎ町においては、粗入会率(会員数を60歳以上の人口で割った値)は全国平均(令和5年度確定数値1.59%)の約2倍(2.93%)で入会率の高いセンターですが、人口減少の影響もあり会員数が伸び悩んでいることが大きな課題となっています。

また、消費税制度の適格請求書等保存方式「インボイス制度」が令和5年10月から導入されたことにより、新たな税負担も増加し運営上の大きな課題となっていることから、令和7年度中に新たな契約方法「三者による包括的な契約」への移行を検討致します。

このような状況下において、不安や対応に苦慮しますが地域の実情を踏まえ、健康に留意しながらこの難局を乗り越えられるよう以下の重点項目を掲げ事業に取り組んで参ります。

[重点項目]

- 1 安全・適正就業の徹底
- 2 普及啓発活動及び就業開拓活動の推進
- 3 会員組織体制の充実

[令和7年度 目標数値]

- ◆会員数 127人 ◆受注件数 720件
- ◆契約金額 4,800万円 ◆就業率80%
- ◆就業延人員 10,000人 ◆事故件数 0件

I シルバー人材センター事業（公益目的事業）

1 安全・適正就業の推進

就業においては安全就業を最優先し、各種安全啓発活動を通し会員の安全就業を推進します。また、就業内容や就業形態においては適正な内容での受注を行う。

（1）安全就業の徹底

安全・適正就業委員会の強化を図りながら、「だれのための安全対策か」を考え、自己管理能力を養い、自らを守るための知識、技能の啓発に努める。

①安全・適正就業委員会の開催（年間2回）

- ・事故防止のための啓発活動
- ・事故原因の分析と防止策の検討
- ・安全スローガンの募集

②啓発活動の実施

- ・県内で発生した全ての事故詳細を全会員に配布し、事故の傾向について意識してもらおうよう努めます。
- ・配分金明細送付時などを活用して、事務局だよりを同封し、安全への意識を常に心がけるよう再確認できる機会を数多く作り、安全意識の向上を図ります。

【事務局だよりを活用した具体的な啓発活動】

- ・「無事故記録票」の掲載
- ・「安全スローガン」の掲載
- ・「熱中症対策」、「インフルエンザ対策」などの記事を掲載

③事故防止

- ・車両使用者への免許証・車検証・任意保険の加入状況の確認を徹底します。
- ・安全就業、適正就業のための巡回指導（年回100回目標）の実施。
- ・就業前ミーティングを実施し、安全就業の徹底を図ります。
- ・事故会員には事故報告書を提出してもらい、再発防止に努める。
- ・除草作業現場における飛石事故防止対策として、低速回転使用の「Wスリット岩間式パワーブレード」の刃を推奨し、有効活用します。

④シルバー保険への加入

- ・就業中などの事故に備え全会員を対象とするシルバー保険に加入します。

⑤健康管理の奨励

- ・自主的な健康管理の推奨

（2）適正就業の推進

公正な就業提供を図りセンターの基本理念に則した適正な就業を推進する。

- ①ローテーション就業、グループ就業を推進する。
- ②就業相談を随時実施し、就業相談の強化を行う。
- ③地域班活動によって未就業会員の把握、減少を図る。
- ④就業形態の把握及び適正化の推進を図る。
- ⑤会員ガイド及び適正就業ガイドラインを活用し、適正就業の周知に努める。

2 普及啓発活動及び就業開拓活動の推進

(1) 普及啓発活動の推進

センター事業が各界各層に正しく理解されるよう、普及啓発活動を積極的に推進し、イメージアップに努め、多様な就業機会を創出するため、会員増強について積極的に推進する。

- ①理事会および班長会の議題として、会員増強および就業開拓における取組みを検討する。
 - ・具体的目標数値として、会員数 140 人以上（令和 12 年度までの目標人数）に向けての取組みについて協議する。
- ②普及啓発（入会促進）に向けて、パンフレットを各種団体等へ配布する。
- ③行政機関の広報を活用した入会説明会の実施。
- ④センターで就業が見込める職種の講習を行い、技能の習得・向上に努める。
 - ・剪定訓練研修を兼ねた剪定、清掃ボランティア活動を行う。
- ⑤普及啓発促進月間の事業を展開する。
 - ・ポスターの掲出
- ⑥町内巡回活動を定期的に行い、就業開拓活動と併用し、地域住民の方への呼びかけ活動を行う。
- ⑦会員、役員の方へ協力を求め、口コミでの普及活動を随時行う。
 - ・全会員、役員の方へ名刺を作成し、口コミ活動に活用する。
- ⑧ハローワークとより連携を深め、長期的な就業を望む会員を増加し、シルバー派遣事業の拡大を図る。

(2) 就業開拓活動の推進

公共事業、民間企業、一般家庭及び関係団体等に高齢者の就業についての理解を求め、会員の運営参画による就業機会の確保と拡大に努めます。

- ①リピーターの依頼者に対しては、昨年度との金銭面・作業内容に注意し、さらなる信頼を得られるよう努める。
- ②清掃作業、福祉・家事援助サービス等の女性会員向けの定期的な作業の増加に努める。
- ③会員、役員の方へ協力を求め、口コミでの就業機会の確保・拡大に努める。
 - ・全会員、役員の方へ名刺を作成し、口コミ活動に活用する。
- ④シルバー派遣事業及び有料職業紹介事業へも積極的に取り組む。
- ⑤「ふるさと見守りサービス事業」を活用し、空き地・空き家・墓地清掃などの年間管理契約の拡大に努める。
- ⑥家庭で隙間の時間を活用して働ける「内職作業」の継続を図り、屋外作業が困難な会員や長時間の就業が困難な会員向けの就業機会の増加に努める。

3 会員組織体制の推進

会員による自主運営体制を推進するため、会員組織（地域班・職域班）の活性化や充実を図ります。また、大規模災害に備え「シルバー人材センターとして出来る」ボランティア活動の体制づくりを行います。

（1）班長会（地域班・職域班）

- ①班長会開催（年間2回）
- ②班長による就業調整を推進します。
- ③班長を講師とした技術、技能向上のための講習会を開催します。
- ④庭木の剪定等の高所作業については、技術の向上を図るとともに、安全就業を徹底します。
- ⑤受注者による苦情を検討し、今後の対策を考え信頼あるシルバー人材センター作りを目指します。
- ⑥退会者対策について検討する。

（2）災害ボランティアチームの設置

シルバー人材センターとして、災害時に迅速かつ効果的な支援活動を行うためボランティア会員を事前登録するほか、平時から事前登録したボランティア会員の災害時に対応する意識啓発を行います。

- ①県連合会、つるぎ町社会福祉協議会それぞれの組織体制の下、登録者の啓発に努めるとともに、登録者の最新情報の把握に努める。

4 その他

（1）県連合会事業への参加

公益社団法人徳島県シルバー人材センター連合会が行う、下記事業等に参加する。

- ・有料職業紹介事業
- ・シルバー派遣事業
- ・会員に対する技能研修
- ・役職員に対する研修
- ・調査研究事業
- ・普及啓発、就業開拓活動
- ・安全・適正就業推進事業
- ・災害ボランティアネットワーク事業
- ・高齢者活躍人材育成事業

（2）全シ協、四シ協事業への参加

四国ブロックシルバー人材センター協議会が行う、下記事業等に参加する。

- ・役職員研修会
- ・担当者研修会

Ⅱ 法人管理

1. 諸会議の開催

センターの維持運営及び事業運営の執行に関して必要な会議を、次のとおり開催します。

会 議 名	開催回数
定時総会	年 1 回
理事会	年 3 回
定期監査	年 3 回

- ① フリーランス法の制定を踏まえたシルバー人材センターの契約関係の見直しについて協議を進める。

2. センター事務局機能の充実

センターの適正運営と円滑な事業推進を図るため、センター職員の資質向上に努めてまいります。

- ① 連合会等が行っている職員研修を積極的に活用し、職員の資質向上に努める。
- ② 近隣センターを中心とした県内センターとの連絡を深め、魅力あるセンター作りのための情報交換に努める。
- ③ 公共団体職員および関連機関との連携を深め、地域の多様な問題解決にシルバー事業がどのように携われるか、職員の企画力の強化に努める。